

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫妻）及び夫の母である被相続人について、①被相続人の認知症（原発事故時要介護1）の症状のため避難所等への避難が困難であったことから被相続人が平成23年10月より県外の施設に避難し、南相馬市原町区内の施設へ平成24年11月に入所したという事情を踏まえ、被相続人につき平成24年11月までの避難継続が認定され、被相続人の日常生活阻害慰謝料につき平成24年9月分から同年11月分までの基本分月額10万円及び平成23年3月分から平成24年11月分までの要介護状態にあったことを考慮した月額3万円の増額分（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が認められるとともに、②被相続人が県外の施設に避難していた期間に関し、申立人らが同施設へ赴いた際の面会交通費及び宿泊費の賠償や、家族別離を考慮した月額3万円の日常生活阻害慰謝料増額分の賠償が認められ、③さらに、避難等により被相続人の症状が悪化したことなどを考慮し、被相続人の南相馬市原町区の施設への入所費用（平成27年12月分まで）につき割合的（4割から1割まで漸減）な賠償が認められるなどした事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成29年4月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び対象期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第3 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、第2記載の損害項目及び対象期間に係る和解金として金436万4189円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年8月10日

（仲介委員 井ノ上 正男）

別紙

損害項目		対象期間	金額
避難費用	面会交通費 宿泊費	①H23. 10. 31～11. 1	22,000
		②H24. 5. 14～5. 15	49,225
		③H24. 10. 22～10. 24	46,511
		④H24. 11. 20～11. 21	37,061
		計	154,797
生活費増加費用	施設費	H23. 10. 31～H27. 12. 31	789,392
精神的損害	日常生活阻害慰謝料 (A)	H24. 9. 1～H24. 11. 21	300,000
精神的損害の増額	家族別離	H23. 10. 31～H24. 11. 21	390,000
	介護者増額 (X 1)	H23. 3. 11～H23. 10. 31	180,000
	要介護者増額 (A)	H23. 3. 11～H24. 11. 21	450,000
中間指針 第五次追補	生活基盤変容による精神的損害 (第2の2)	-	1,500,000
	自主避難等に係る損害 (第3)	H23. 4. 23～H23. 12. 31	600,000
合計			4,364,189